

札幌市職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、関係職員
の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、平成25年12月11日（水）18時53分頃、自家用車を運
転中、市内西区の交差点において、歩行者巻き込み等の安全確認をせず左折し
たところ、車両左後方から来た自転車と接触し、被害者に全治1週間の怪我を
負わせるという事故を引き起こした。

また、被処分者は、当該事故の発生を認識していたにもかかわらず、被害者
の救護措置を取らずに逃げ去り、その後現場に戻ったところを、道路交通法違
反及び自動車運転過失傷害の容疑で札幌方面西警察署に検挙された。

このような行為は、地方公務員法で規定される信用失墜行為の禁止に違反す
るとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

平成26年2月28日

3 被処分者

環境局一般職 男性 50歳代 停職3月

（被処分者は同日付で依願退職）